

**相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

令和 7 年 1 月

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

- (1) 件名 相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和10年3月下旬まで
- (3) 履行場所 相模原市都市建設局まちづくり推進部都市計画課
- (4) 業務内容 別紙1「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託仕様書」のとおり
- (5) 契約上限金額 37,631,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、令和7年度は17,347,000円を上限とする。

2 スケジュール

事業者選定までの事務手順は次のとおりとする。

参加申込書受付期間	令和7年1月27日（月）から2月7日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	令和7年1月27日（月）から2月7日（金）午後5時まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和7年2月12日（水）午前9時以降
質問書に対する回答送付日	令和7年2月12日（水）
企画提案書等の提出期間	令和7年2月17日（月）から3月7日（金）午後5時まで
プレゼンテーション実施日 （予定）	令和7年3月26日（水）※オンラインで実施
選定結果の通知日	令和7年3月28日（金）
契約締結	令和7年4月下旬予定

3 担当部署及びお問合せ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課

電話 042-769-8247 FAX 042-754-8490

E-mail アドレス : toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 参加資格要件

- (1) 企画提案書の提出者については、次の全ての条件を満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者
 - ウ 参加する者が相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
 - エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」とい

う。)第23条第1項に違反したと認められないこと。

オ 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

カ 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

キ 相模原市契約規則に基づく令和5年度及び令和6年度競争入札参加資格者として認定されていること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

コ 民法(明治29年法律第89号)第33条に規定する法人であること。

サ 過去10年間の業務実績で、都市計画区域マスタープラン、都市計画マスタープラン又は立地適正化計画の検討に関する業務を実施した経歴を有していること。

(2) 予定管理技術者については、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 技術士(総合技術監理部門(建設部門関連科目)又は建設部門)の資格を有する者

イ 平成26年度以降に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において以下に記載する同種業務において1件以上の実績を有する者。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。

※ 同種業務とは、国又は地方公共団体から受託した、都市計画区域マスタープラン、都市計画マスタープラン又は立地適正化計画の検討に関する業務をいう。

ウ 令和7年4月1日時点の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)の件数が10件未満である者。ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む。)の件数が10件以上の場合は選定してはならない。

※ 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

5 参加手続等

(1) 資料の配布

ア 配布期間 令和7年1月27日(月)から2月7日(金)まで

イ 配布方法 相模原市のホームページから資料をダウンロード

→ (<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/1026667/index.html>)に掲載

ウ 配布資料

- ・相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(本書)
- ・別紙1「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託仕様書」
- ・別紙2「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託企画提案要領」
- ・別紙3「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託提案に係る評価基準」
- ・相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託様式集(様式ー1～11)

(2) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により必要な書類を提出すること。

ア 提出期限 令和7年2月7日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課

E-mail アドレス: toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

ウ 提出方法 郵送、持参、電子メールのいずれかにより提出

エ 提出書類

- ・参加申込書 (様式-1) 1部
- ・会社概要書 (様式-2) 1部
- ・会社の同種業務実績 (様式-3) 1部
- ・予定技術者の経歴等 (様式-4) 1部
- ・予定技術者の同種業務実績 (様式-5) 1部

(3) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について次のとおり通知を行う。

日 時 令和7年2月12日(水)午前9時以降

送付方法 電子メールにより通知する。

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次により質問書(様式-6)の提出をし、質問内容及びその回答は、参加者全てに通知する。

なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和7年2月7日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 電子メールにより提出

ウ 提出先 相模原市役所 都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課

E-mail アドレス: toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

エ 回答期限及び方法 令和7年2月12日(水) 電子メールによる

※回答を受信後、着信確認メールを返信すること。

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(1) 「4 参加資格要件」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

(2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

第2章 企画提案等について

1 企画提案について

(1) 提案項目について

企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の作成については、配布資料を参照するとともに、別紙3「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託提案に係る評価基準」の評価項目に沿った順序による章立て等により整理すること。

(2) 企画提案書等の提出について

ア 提出物

(ア) 企画提案書（様式－4～11）

※企業名を記載しないもの（副本）については、社判、ロゴマーク等、企業名を推定できるものについても記載をしないこと。なお、当該記載があった場合には、発注者において提案者の許可なく当該部分を黒塗りにし、審査の資料とすることがある。

(イ) 業務に係る参考見積書 ※様式は任意

イ 提出期限・提出方法

郵送、持参いずれかにより令和7年3月7日（金）午後5時まで（必着）に提出すること。

ウ 提出先 相模原市役所 都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課

(3) 企画提案書の作成に当たっての留意点

企画提案書の枚数（様式ごとに定められた枚数以内とする。）及び記載事項については、別紙2「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託企画提案要領」を参照すること。

(4) 見積書の作成方法

件名は「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託」とし、作成日、所在地、事業者名、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

(5) 無効となる企画提案書等

次に該当する提案は無効とする。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案

ウ 虚偽の記載をした提案

エ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

イ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。

ウ 企画提案書等の提出後、発注者の判断により補足資料の提出を求めることがある。

エ 企画提案書等の提出は、1社につき1案のみとする。

オ 提出された書類は、返却しないものとする。

カ 提案された書類は、原則として公表しない。ただし、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号）等に基づく請求があった場合には、公開する場合がある。

第3章 審査の手續及び受注者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、本市が設置した評価委員会において評価基準に従い審査を行う。

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日等

ア 実施日 令和7年3月26日(水)

イ 会場 オンラインで実施(予定)

※時間・順番については、くじにより決定します。

※詳細については各事業者に令和7年3月21日(金)までに通知します。

(2) 説明

ア 説明者 配置予定の管理技術者又は担当技術者

イ 説明時間 各事業者15分以内。説明終了後にヒアリングを10分程度行います。

ウ 説明方法 提出した企画提案書等を使用すること。この他、補足、参考資料を用いる場合(企画提案書等と併せて提出すること。)は、スライド1枚程度とすること。

エ その他 ・社章、名札の着用等のほか、会社名が特定できるような言動はしないこと。
・呼称については、くじの結果により「A社」、「B社」、・・・、「〇社」の順とする。

3 評価基準

別紙3「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託提案に係る評価基準」のとおり

4 受注候補者の選定

(1) 企画提案の評価については、評価委員会を設置して実施する。

(2) 提出された企画提案書等を審査し、委員1人あたり200点を満点とした点を付け、各委員の点数を合計する(1000点満点)。最も高い合計得点の提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(3) 受託候補者となる最低点は、600点とする。

(4) 合計得点が同点の場合は、別紙3「相模原市都市計画マスタープラン等改訂業務委託提案に係る評価基準」における特定テーマの合計得点が高い提案者を受注候補者として選定する。それでもなお、同点の場合は委員で票決する。

(5) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

(6) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合がある。

- (7) 提出者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を令和7年3月28日（金）までに通知する。併せて、市ホームページ上で結果を公表する。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

5 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の（１）、（２）に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者としての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たに受注候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章「4 参加資格要件」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語は、日本語とする。
- (2) 本契約において使用する通貨は、日本円とする。
- (3) 本契約において契約書の作成を要する。
- (4) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとする。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の提出に関わらず、いつでも参加を辞退することができる。ただし、企画提案書の選定後は原則として棄権することはできない。また、選定された権利を他社に譲渡することはできない。
- (6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (7) 参加申込書及び企画提案書等の作成、提出及びプロポーザルに関する費用は提出者の負担とする。
- (8) 提出を受けた企画提案書類の返却は行わない。
- (9) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した予定技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 業務内容の詳細及び仕様書は、選定された者と相模原市との協議のうえで決定する。
- (11) 受注候補者と仕様の細部や契約金額について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。
- (12) 次に該当した場合は失格とする。
 - ア 参加申込書及び企画提案書の提出に遅延した場合
 - イ 指定したプレゼンテーション開始時刻に実施できない場合（ただし、機器等のトラブルを起因とする場合を除く。）

ウ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合

エ この文書に記載した諸条件に違反した場合

オ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合

(13) 当該プロポーザルの手続は予算成立前の準備行為であり、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を締結しないことができる。